

図書館閲覧制度の変遷

～県立図書館の規則から～

皆 上 勝 哉

はじめに

図書館で本を読むのにお金が必要だったんですって!!? 本当なんですよ。子どもが本を読むのにもお金が必要だったんです。乳幼児は入館すらできなかつたんです。昔の話でなく昭和24年以前の図書館規則を見ると、閲覧料の徴収、児童の年齢別入館制限などを利用規則に明記している館もありました。また、入館するときの服装についての規定もあり、現在では想像もつかなく、隔世の感があり、現在がいかに恵まれた環境であるかがおわかりでしょう!!

図書館法が1950年4月に制定され、第17条で「公立図書館は、入館料その他図書館資料の利用に対するいかなる対価をも徴収してはならない」と規定している。しかし、1899(明治32)年に制定された我が国初の図書館に関する法律「図書館令」では閲覧料の徴収を認めている。図書館令は1933(昭和8)年に改正されたが第13条に依然として、閲覧料徴収の条項は残っていた。図書館令から1950年制定の図書館法までの間、図書館の閲覧・貸出、児童の年齢別入館制限など閲覧制度がどのように変遷してきたかをいくつかの県立図書館の利用規則などをとおして明治から現在までを概観してみたい。

1 明治期図書館の閲覧制度

図書館令発布以前の図書館

現代図書館の理念は、福沢諭吉の『西洋事情』、1866(慶應2)年の「文庫」に記載されている「ビブリオテーキ」に由来するところが大きい。

明治初年から図書館に類する機関が各地に生まれた。当時は図書館の名称以外に書籍館、文庫などが使用され、設立母体も公立以外に私立のものも少なくなかった。

1899(明治32)年11月に我が国初の図書館に関する8箇条の法律「図書館令」が制定された。第七条に「公立図書館ニ於テハ図書閲覧料ヲ徴収スルコトヲ得」と定めている。この条文を各地に開館されはじめた図書館が閲覧料を徴収する根拠にしたと考えられる。しかし、第7条閲覧料徴収の考え方は、当時既に開設していた図書館・書籍館などの閲覧料徴収状況に倣ったものと想像される。

因みに、1875(明治8)年開館の内務省所管の浅草文庫は一般利用者に1日1銭¹の借覧料を徴していた²。1875年[文部省]東京書籍館では無料と定めている²。当時各地に書籍・新聞縦覧所が開設された。1876(明治9)年山梨県甲府に書籍縦覧館が開館され、規則に一「見料は終日二銭、半日以下は壹銭を請受くべし、」、二「夜中は壹銭二厘ヲ請受くべし、但し第六時より第一二時を以て限とす」、一「書籍を一覧せんと欲する者は、先ず書籍目録に就て其の書を求むべし」と定めている³。1878(明治11)年開館の東京府書籍館は閲覧料無料²、1880年開館の[文部省]東京図書館(東

京府書籍館を改称)では閲覧料は無料であったが、1885(明治18)年には有料となった。有料とした理由として「無料閲覧制度によって閲覧者は増加する一方で、館内は混雑を極め、真に閲覧したいと願っている人達にとって迷惑であり、入館者制限の意味をもって閲覧料を徴収することとした²」と説明している。このことは今日と雲泥の相違である。

1908(明治41)年石川県巡回書庫規則14条中閲覧料の定め無し⁴。

教育会附属の書籍館(図書館)の開館

1872(明治5)年8月の「学制」の発布により、学校教員を主体とした教育会が日本各地に設立され、その付設として書籍館、図書館等の名称で1887年(明治20)年以降開館された。

1887(明治20)年

大日本教育会書籍館(東京) 閲覧料有料

規則第4条に「閲覧料券は1回2銭、14回分は15銭、会員についてはその半額⁵」と定めている。

1887年

長崎県有志教育会が図書縦覧所設置され、図書縦覧規則10ヶ条を制定した⁶。

1892年(明治25)年

千葉教育会附属千葉書籍館 閲覧料有料

規則第2条に「本館の図書ヲ閲覧セントスル者ハ閲覧券を購求めシヘシ其代価ハ左ノ如シ
閲覧券1回分金一銭、十回分金八銭」、通常開館時間午前9時~午後5時、夜間午後6時30分開館
~午後9時閉館、館内閲覧のみと定めている。利用状況は、1893から1895年までの統計には
1日平均3.3と計数されている⁷。

1893(明治26)年

信濃教育会図書巡覧所 閲覧料無料

規則に「縦覧所備付ノ書籍雑誌ハ信濃教育会会員ニ限り之ヲ縦覧スルコトヲ得但シ本所外ニ携ヘ出ヅ
ルコトヲ許サズ。書籍・雑誌の縦覧は無料トス」と定められている⁵。

1898(明治31)年

宮崎県に日州教育会付属図書館 閲覧料有料

規則第4条に「図書縦覧を請フモノハ見料一回壹銭ヲ納ムベシ。但シ一時ニ二十銭ヲ前納スル者ニハ
三十回分閲覧券ヲ交付スペシ」⁶とあり、有料制をとっている。

1905(明治38)年

岐阜県教育会図書館 閲覧料無料 貸付規程第6条に「保証金1円以上ヲ前納シタル者ニ限ル」、
第10条に「個人借覧者ニ図書ヲ貸付スルトキハ貸付料ヲ徴収ス」、第12条に「貸付料ハ凡ソ定価
ノ20分ノ1トシ各図書ニ明記ス」と定めている。1909(明治42)年の規則第8条では「満
12歳以上の者は何人にても本館内に於いて図書を無料にて借覧することを得」と定めている。無料
制と年齢制限があるものの児童の入館を許している⁸。

香川県教育会図書館 閲覧料有料 入館制限あり

一規則第3条に「図書閲覧料左ノ如シ 特別1回券金5銭、普通1回券金貳銭15回券金貳拾銭」、細則二閲覧時間を4～8月の間午前8時～午後9時、9～3月の間午前9時～午後9時、一「図書閲覧人ハ尋常小学校卒業以上ノモノニ限る」⁹定めている。

2 公立図書館の誕生

1898（明治31）年 京都府図書館 閲覧料有料 年齢入館制限有

規則第2条に午前9時～午後5時、第五条に「図書ヲ閲覧セント欲スル者ハ左ノ閲覧料ヲ納ムヘシ一日分金貳銭、一ヶ月分金参拾銭」、『東壁』に記載されている京都府図書館規則閲覧人心得第二九条に「十歳以下の小児ヲ同伴スルヲ許サス」と定めている。館外貸出規則は見あたらない。1905（明治38）年4月児童室を設置、入館無料となった¹⁰。

1909（明治42）年京都府立京都図書館規則第2条に4月～9月午前8時から午後10時まで、10月～3月まで午前9時から午後9時、第四条に「閲覧券ノ種類及其ノ価格左ノ如シ… 普通閲覧券一回券金貳銭、十回券拾六銭、三十回券四拾銭」、第十三条に「本館の図書ハ別段ノ規程ニヨル外館外ニ貸与セズ」、第二十条に「十二歳未満ノ者又ハ乱醉者… ト認メル者ニハ登館ヲ許サズ」と定め、入館制限の年齢をあげて厳しくしている。

1902（明治35）年 山口県立山口図書館 宮崎県立図書館

山口県立山口図書館 閲覧料無料 年齢別入館制限有 児童室設置

規則第3条に開館時間として1～3、10～12月の間平日午後2～午後9時、4～6、9月の間午後2時～午後10時、7～8月の間午前8時～午後6時と定めている。第六条に「年齢十二歳未満ノ者及…者ハ登館スルコトヲ許サス但シ年齢十二歳未満ノ者ノ為ニハ別ニ児童室ニ於テ一定ノ図書ヲ縦覧ニ供ス」。館外貸出について第二十一条に「山口県下に住スル左記ノ者ハ本館ノ図書ヲ携出スルコトヲ得
一 省略 二 成人者ニシテ直接国税金二円以上ヲ納ム者、三 官吏公吏及官公立学校職員、四 満十七歳以上ニシテ前各号ノ一ノ資格ヲ有スル保証人を設ケル者」と定めている。規則第三〇条中に閲覧料の規則無く、閲覧料は無料とした。

	1906（明治39）	1907	1908	1912
学生	40（%）	38	37	32
児童	—	38	37	39
教員	22	11	12	8
官吏	13	4	4	4
実業	6	4	4	7
其他	19	5	6	10

山口図書館報告より作成¹¹

1902年 宮崎県立図書館 閲覧料無料 年齢別入館制限有

前述の日州教育会の寄付により宮崎県立図書館として開館。「図書の貸付ニハ閲覧料若クハ損料ヲ微スルコトナシ是レ閲読者ヲ獎励誘致スル上ニ於テ土地の状況未タ之ヲ許サス反ツテ沮害タルノ虞レアレバナリ」として無料にしたと、宮崎県立図書館報第1回（明治41年3月発行）に記載されている。児童の入館については、閲覧人心得第1条に「図書ノ閲覧ヲ請フモノハ年齢満一二年以上タルベシ」、第六条に「幼少者ヲ同伴シ若シクハ獸類ヲ奉入ルヘカラス」と厳しい言葉で定めている。開館時間と

して第3条に毎日午前8時～午後5時、夜間開館規程に「時間ハ点灯時刻ヨリ2時間内トシ夜の長短ニ依リ之ヲ定ム」としている。

1908（明治41）年 東京市立日比谷図書館 和歌山県立図書館
東京市立日比谷図書館 閲覧料有料 年齢別入館制限有 児童室の設置
第2条開館時間として4～9月の間は午前8時～午後9時、10～3月の間は午前9時～午後8時、第四条に「七歳未満の児童ニ対シテハ図書ノ閲覧ヲ許サス」、第五条に「左ノ区分ニ依リ図書閲覧料ヲ徴収ス 普通閲覧人一回分金二銭十五回分金十八銭、児童一回分金一銭十五回分金9銭」と定めている。児童閲覧室（32席）、婦人閲覧室（36席）²と記されている。初日から満席の状態が続き、児童室、その隣の室も廊下も子どもたちで一杯と新聞に報じられている²。

東京市立日比谷図書館帶出規程 1910年4月制定
図書帶出規程第1条ニ「本館ノ図書ヲ館外ニ帶出シテ閲覧セントスルモノハ定式ノ用紙ニ其氏名住所、職業ヲ記入シ之ニ調印ノ上規定の閲覧料ト共ニ....」第4条に「図書帶出券ノ価格ヲ超過シタル図書ヲ帶出セントスルトキハ相当ノ金額ヲ其ノ帶出期間本館に預ケ置クベシ」。第5条に「帶出閲覧料甲種金4円有効期間1ヶ年、乙種金2円有効期間5ヶ月、丙種金1円有効期間2ヶ月」と定めている。返却期間を超過した場合の罰則規定も設定している。第6条に「帶出シタル図書ノ返却ヲ怠リタルトキハ其怠リタル日数ノ3倍ヲ圖書帶出ノ有効期間ヨリ控除ス図書帶出期間満了後10日ヲ経テ図書ヲ返却セザルトキハ爾後帶出券ヲ無効トスルコトアルベシ」、第7条に「帶出期間ヲ超過シタルトキハ受取人ヲ派出シテ図書ヲ返却セシムルコトアルベシ但シ之ニ要シタル費用ハ閲覧人ヲシテ負担セシム」と定めている。¹²

1915年に、これまで日比谷図書館、深川図書館、その他の市立図書館が別々の組織として運営されていたが、各図書館を統一的に運営される組織体となった。この変更に伴い、館則その他の規程の変革が行われ、閲覧規程も改正された。

閲覧規程 館外閲覧 第6条に「館外ニ図書ヲ帶出シテ閲覧セントスル者ハ日比谷図書館に在リテハ閲覧料ト引換ニ（児童ハ閲覧料ヲ要セズ）其他ノ図書館ニ在リテハ定式ノ用紙ニ氏名住所職業等ヲ記入シテ図書帶出券ヲ受取ルベシ。日比谷図書館ヲ除ク他ノ図書館ニ在リテハ身元確実ト認ムル者又ハ指定金額の銀行預金証書ヲ提出スル者ニ限り之ヲ交付ス。¹²」と定め、ここで初めて児童の閲覧料が無料となった

しかし館外貸出券の発行は、尋常小学校5年生から高等小学校2年生までとする規定があり²、低学年への貸出は認められていなかった

児童室の利用対象は就学児童であるから平日は少ないが、日曜、祭日は立錐の余地もない状態であった。1913年学校側の理解を得て有料制ながら児童とその父兄を対象に児童図書の館外貸出を開始し、1915年からは館内閲覧・館外貸出共に無料制に踏み切った²。

1908年 和歌山県立図書館 閲覧料無料 年齢別入館制限有 児童室の設置

第2条に開館時間として4月～10月の間午前8時～午後10時、10月（11月のミス印字と思える）～3月の間午前9時～午後9時、第四条に「年齢十二歳以上ノ者ハ何人タリトモ図書ヲ閲覧スルコトヲ得但学校児童生徒及未成年者ニ対シテハ館長ノ意見ニ依リ特殊ノ図書ニ限り閲覧ヲ許サザルコトアルベシ」と未成年以下の年齢の利用者には閲覧図書の制限を設けている、第五条に「閲覧料ハ無料トス」と特に明言している。1939年の改正で、第四条に「年齢十五歳以上ノ者ハ図書ヲ閲覧スルコト得但シ年齢九歳以上ノ者ハ児童閲覧室ニ於テ閲覧セシム」、第十四条に「本県内居住シ左ノ各号一二該当スル者ハ図書ヲ携出借覧スルコトヲ得、一 土地又ハ家屋ヲ有シ若ハ所得税ヲ納ムル成年者ニシテ市町村長の証明アル者、二 年齢十五歳以上ニシテ前号ノ資格ヲ有スル保証人ヲ立ツル者、三 官公私立学校職員ニシテ当該学校長ノ証明アル者」としている。池浦正春編 和歌山県立図書館 1976年の50pに「児童図書室 23.3（坪）」と記述。当時の絵はがきから推測すると素晴らしい児童室と見受けられる。昭和14年当時の利用統計は不明とのこと。

1912（明治45）年 石川県立図書館、長崎県立長崎図書館、熊本県立図書館

鹿児島県立図書館

石川県立図書館 閲覧料無料 児童室設置

規則第3条に開館時間として4～10月の間は午前8時～午後9時、11～3月の間は午前9時～午後9時、第6条に「年齢12未満ノ者ニハ児童室ニ於テ一定ノ図書ヲ限り閲覧セシム」。「児童閲覧室 40坪、100人」とある。図書携出として第23条に「年齢12年以上ニシテ本県ニ居住シ左ノ各号ノ1ニ該当スル者ハ図書ヲ携出閲覧スルコト得 1 省略 2 官公吏及び学校職員、3 所得税ヲ納ムル者、4 金沢市内ニ居住スル保証人ヲ設ケル者 但シ保証人ハ前号の資格アルモノタルベシ、5 携出セムトスル図書の価格以上ノ保証金ヲ納メタル者」と定めている。処務細則第3章第24条に「宿直人ハ文書図書ヲ收受シ監視人貸出係出納手小使等ヲ監督シ館ノ内外ノ取締ヲ為シ...」と定めている。

下表の男女：児童比 及び児童入館1日平均の2項目は筆者作成

年度		館内					館外			
西暦 年度	和暦	男子	女子	児童	男女： 児童比	児童入館 1日平均	男子	女子	児童	男女： 児童比
1911	M 44	16,939	1,101	8,476	46.9%	138				
1912	M 45	96,015	5,379	29,400	28.9%	89	1,926	101		
1916	T 5	111,324	8,349	30,960	25.8%	95	11,753	602		
1917	T 6	99,993	8,717	30,556	28.1%	91	17,691	886		
1921	T 10	140,687	10,617	33,286	21.9%	99	17,808	1,046		
1922	T 11	105,581	12,467	32,726	27.7%	98	16,900	937		
1927	S 2	97,573	9,536	50,724	47.3%	152	12,430	667	10,532	80.4%
1928	S 3	82,234	9,308	37,043	40.4%	113	9,249	449	10,879	112.1%
1929	S 4	87,654	8,656	52,029	54.0%	157	8,637	294	18,386	205.8%
1930	S 5	76,306	8,542	28,005	33.0%	92	5,762	232	15,392	256.7%

注：1927年から児童に対する館外貸出を実施¹³。

1912年 長崎県立長崎図書館 開館当初 閲覧料無料 年齢別入館制限有

規則第2条に開館時間として4～10月の間午前8時～午後10時、11～3月の間午前9時～午後9時、第5条に「年齢12歳以上ノ者ハ何人ニテモ本館ノ図書ヲ閲覧スルコトヲ得....」。付則第23条に「本館ハ当分ノ間図書ノ携出をユルサス」と定めている。条文中閲覧料に関する条文はなく、無料と推定した。1915年の改正により「個人館外貸し出し制」が新設された。個人貸出には、②官公吏及公立学校職員、③国県郡市の議員、④銀行会社の要職にある者、⑤保証金（年額2円）を納めた者としている。1919（大正）8年の改正で閲覧料の徴収が新設された。閲覧料1回が3銭、10回分が25銭、20回分が40銭、30回分で50銭の回数券制と定めた。館外貸出についても1回5銭、10回45銭を徴収し、延滞者には、罰金を科することを定めている。1937（昭和12）年にこの有料閲覧制は撤廃された。

図書館法制定後の1951年の改正により現行に近い閲覧制度になった。

1912年 熊本県立図書館 閲覧料無料 年齢別入館制限有 児童室設置

規則第2条に「本館ノ開館ハ日ノ長短ニ從ヒ之ヲ定メ其都度掲示ス」、第六条に「年齢十二歳未満ノ者及ビ.... 又其他館内ノ風紀静肅ヲ害スルノ虞アリト認ムル者ハ登館スルコトヲ許サズ 但シ年齢七年以上十二歳未満ノ者ノ為ニハ別ニ児童図書室ニ於テ一定の図書を縦覧ニ供ス」、第二四条に「熊本縣下ニ住スル左記ノ者ハ本館ノ図書ヲ携出スルヲ得 二直接國稅三圓以上ヲ納ムル成年者ニシテ館長ニ於テ身元確實ト認メタルモノ」、三、官公立學校職員又ハ官公吏」としている。児童室は配置図によると渡り廊下による別棟に設計されている。

1912年 鹿児島県立図書館 閲覧料有料制 年齢別入館制限有

規則16条に開館時間を昼夜2回制として、11～2月の間午前9時～午後4時、夜間午後5時～午後9時、3～10月の間午前8時～午後5時、夜間午後6時～午後10時、第一八条に「本館の図書ヲ閲覧セムトスル者ハ左ノ閲覧券ヲ購入スヘシ 普通閲覧券壹回分壹錢、拾回分七錢、三拾回分拾八錢」、第式五条左の各号ニ該当スル者ハ登館ヲ許サス 一2年未満の者.....」、館外貸出については、他の県立図書館と同様の規則を定めている。

1915（大正4）年 明治記念新潟県立図書館 福岡県立図書館

明治記念新潟県立図書館 閲覧料無料 年齢別入館制限有 児童室設置

館則第2条に開館時間として、1～2月の間午前9時～午後10時、3～10月の間午前8時～午後10時、11～12月の間午前9時～午後10時、第四条に「年令七才未満ノ児童又ハ館内ノ秩序ヲ紊シ若ハ静肅ヲ害スル虞アリト認タル者ハ入館を許サス」、十三条に「図書ノ閲覧ハ年令十二未満ノ者ニ在リテハ児童閲覧室其ノ他ノ者ニ在リテハ普通閲覧室ニ於テスヘシ」、第十五条に「本館所蔵ノ図書携出借覧セムトスル者ハ携出閲覧料金五十錢を添ヘ図書携出券の交付ヲ請求スヘシ」、第十六条に「図書携出券ノ交付ヲ請求シ得ル者ハ本県内ニ居住シ左ノ各号の一ニ該当スル者タルヘシ 一 官

公立学校職員又ハ公官吏、二 直接国税年額参円以上を納ムル者、三 本県内ニ住所ヲ有シ直接国税年額参円以上ヲ納ムル成年者ヲ保証人ニ定メタル者、四 図書携出ノ都度本館指定ノ保証金ヲ預入スル者」と館外貸出を厳しく制限している。処務細則には司書係、図書出納係、児童係、… を設けている。

児童係の分掌は 一児童用図書の出納に関する事項、

一児童閲覧室の設備整理に関する事項、一児童の案内指導及び読書奨励に関する事項、一児童の閲覧統計に関する事項、一… としている。児童室の面積は 36.00坪、人数は 90人である。

個人貸出統計

年	社会人	学生	生徒	児童
1984	1,410	40	501	5,882
1985	1,565	61	511	4,568
1986	1,618	54	524	4,499

1915年 福岡県立図書館 開館当初閲覧料無料 年齢別入館制限有 児童室設置

規則第2条の開館時間として1～3, 11～12月の間午前9時～午後10時、4～10月の間午前8時～午後10時、第四条に「十二歳未満ノ者又ハ風紀静肅ヲ害スル虞アリト認ムル者ハ登館スルコトヲ許サズ 但し七歳以上十二歳未満ノ者ノ為ニハ別ニ児童図書室ニ於テ一定の図書を縦覧セシム」、第十四条に「縣内に居住シ左ノ各號ノ一二該当スル者ハ図書ヲ携出スルコトヲ得 一官公立學校職員又ハ官公吏 二縣稅ヲ納ムル成年者ニシテ館長ニ於テ身元確實ナリト認メタル者」、第十五条に図書帶出券の交付の際の書式を定め保証人のみならず、居住地の市町村長の證明書の添付も要件とした。閲覧料についての規程はなく、『福岡県立図書館』第壱号（大正7.4月）によれば「閲覧料は一切無料です」と明記している。児童室について、下足のまま出入りが出来ます。平日は学校放課後より日曜祭日は朝から点灯まで夜は開館しない、婦人室について、「婦人室は二室有って第一婦人室は種々便宜を圖って有りますご婦人方は御自身の為のみならず其の最愛の弟妹子女の方々に図書館といふものを如何に利用せしむべきかといふことを觀察なさる為に時々図書館に御出になつたら宜しかろうと存じます」と記載して親子読書室的な用途も期待している。

いる。第弐号（大正7.6）に図書館の配置図に児童室 13.5、第1婦人室 13.6、第2婦人室 9.24坪と記載されている。

1923（大正12）年改正の規則では図書携出閲覧として第15条に保証金を添え… とし、保証金は「図書の価格五円以内ナルトキハ五円トシ五円ヲ超過スルトキハ五円又ハ同未満ヲ増ス毎に五円ヲ増ス、保証金は公債證書若ハ勸業債券ヲ以テ現金ニ代用スルコトヲ得」している。

1934（昭和9）年の改正第四条の二に普通閲覧料一回券金貳銭、二十回券金參拾五銭、三十回券金五拾銭、携出閲覧料、一ヶ月券金參拾銭、三ヶ月券金七拾銭、六ヶ月券金壹円貳拾銭、一ヶ月券金貳円と有料化となる。1946（昭和21）年の改正で普通閲覧料一回券金貳拾銭、二〇回券金參円五拾銭、三十回券金五円、携出閲覧料一ヶ月券金參円、三ヶ月券金七円、六ヶ月券金拾貳円、一ヶ月券金貳拾円と10倍になっていた。

西暦	和暦	開館日数	閲覧人員			閲覧冊数		
			大人	児童	大人：児童	大人	児童	大人：児童
1918	T 7	305	82,464	24,197	29%	188,579	166,057	89%
1919	T 8	338	93,792	18,876	20%	187,032	122,245	65%
1920	T 9	338	113,013	27,043	24%	231,331	219,710	95%
1927	S 2	335	160,381	29,673	19%	242,706	85,538	35%
1928	S 3	329	143,520	25,920	18%	216,719	55,335	26%
1929	S 4	327	159,353	26,487	17%	214,970	54,752	25%
1935	S10	333	111,945	23,833	21%	371,563	39,468	11%
1936	S11	330	115,146	24,182	21%	402,478	65,050	16%
1937	S12	331	170,688	30,311	18%	324,245	98,301	30%

1921（大正10）年 岩手県立図書館 閲覧料無料 年齢別入館制限有 児童の設置

館則第2条に開館時間として、4～9月の間午前8時～午後9時、10～3月の間午前9時～午後9時、第4条に「..... 年齢八歳未満の者又は係員ニ於テ舉動穩當ナラスト認トメタル者ハ入館スルコトヲ許サス、第11条に「年齢十二歳未満ノ者ハ児童閲覧室ニ於テ図書ヲ閲覧セシム」と定めている。児童室の広さ座席数など不明だが、当時の児童室の写真によれば30人以上の子ども写っている。児童室は事務室より広く隣り合わせで他の閲覧室と別棟となっていて、少々騒がしくても迷惑にならないように設計されている。

昼／夜	学生	教員	官公吏	軍人	実業家	其他	婦人	特別	計	昼：夜	児童	計：児童
昼間	10,747	671	535	87	1,231	2,103	1,484	1	16,859	28%	14,676	87.0%
夜間	2,786	258	189	15	589	691	166	—	4,694		—	
計	13,533	929	724	102	1,820	2,794	1,650	1	21,553		14,676	68.0%

1922年4月20日～同年12月28日、開館日数233日間

西暦	和暦	大学・高校生	公務員	有職業人	婦人	その他無職	計	児童	計：児童比
1922	T 11	13,534	1,755	1,820	1,650	2,794	21,553	14,676	68.0%
1923	T 12	27,892	1,878	1,470	1,763	5,617	38,620	12,269	31.7%
1924	T 13	26,449	2,204	1,413	3,101	5,085	38,252	6,294	16.4%
1929	S 4	22,798	3,073	940	2,460	12,064	41,335	4,486	108%
1930	S 5	16,700	1,752	1,095	2,073	11,198	32,818	4,218	12.8%
1931	S 6	11,800	1,346	1,684	2,220	10,202	27,252	4,294	15.7%
1936	S 11	15,261	1,631	2,941	1,528	7,549	28,910	10,794	37.3%
1937	S 12	13,453	1,420	2,691	1,509	7,614	26,687	7,922	29.6%
1944	S 19	3,239	316	672	490	941	5,658	835	14.7%
1945	S 20	1,613	247	523	263	626	3,272	112	3.4%
1946	S 21	7,926	569	14	276	1,800	10,585	—	
1950	S 25	42,019	3,163	2,921	1,148	3,285	52,536	17,970	34.2%
1951	S 26	48,714	3,766	2,113	1,977	3,983	60,553	23,108	38.1%
1952	S 27	50,049	3,001	1,685	1,711	3,995	60,441	21,813	36.0%

1924（大正13）年 千葉県立図書館 閲覧料無料

規則第3条に開館時間として、1～5月の間午前9時～午後6時、6,9～12月の間午前8時～午後8時、7～8月の間午前8時～午後7時、第六条に「本館は閲覧料ヲ徴収セス」と明記、館外閲覧第五条に他の図書館と殆ど同様な条件が付いているが別に「借覧ニ関シ学校長の紹介書ヲ有スル児童生徒学生」の一項目が付加されている。貸出冊数は、第九条に貸出冊数は、「一般閲覧人二種、児童一種」、第十二条に「保証金ハ図書ヲ返戻シタルトキ保証金保管証ト引換返戻ス」と定めている。

1934年の改正では、閲覧室の第二条に開閉時間として、児童室について午後1時からの開館と付言されている。第十一条に「学齢に達セザル者ハ入館スルコトヲ得ズ」、第十二条に「児童閲覧室ニ於テ閲覧ヲ為スベキ者ハ尋常小学校児童トス」、館外閲覧については、第16条に「保証金五圓ヲ納ムル者」と改正された。

千葉県立中央図書館三十年略史より

西暦	和暦	農水産業	工鉱業	商業	教育・宗教家	官公吏軍人	学生生徒	其他	無職	児童	児童比
1925	T 14	1,075		4,101	9,892	14,228	13,505	2,947		1,906	4.1%
1926	T 15	1,026		7,927	12,381	22,112	28,393	10,207		2,743	3.3%
1934	S 9	453	124	1,426	719	1,435	39,407	2,011	11,085	10,621	18.7%
1935	S 10	771	282	1,624	940	2,417	45,276	2,609	13,820	12,568	18.5%
1944	S 19	293	1,343	780	665	2,336	16,977	385	3,813	6,810	25.6%
1945	S 20	99	292	92	54	177	5,974	86	1,085	497	6.3%
1946	S 21	249	134	95	60	406	22,206	971	4,100	1,644	5.8%
1949	S 24	717	104	108	221	422	66,859	1,096	1,557	2,258	3.1%

3 昭和期開館の図書館

1929（昭和4）年 佐賀県立図書館 閲覧無料 児童室設置

規則第2条に開館時間として、4月15日～10月15日の間午前8時～午後9時、10月16日～4月15日の間午前9時～午後9時、一般閲覧者心得として第7条に「本館ノ図書ヲ閲覧セントスル者ハ閲覧証用紙ニ住所職業氏名ヲ記シ……」と職業を明記することとしている。婦人及び児童閲覧者心得として第12条に「婦人ハ婦人室ニ於テ閲覧スヘシ」、第13条に「児童ハ児童室ニ於テ閲覧スヘシ児童の閲覧時間ハ学校放課後ヨリ午後4時迄トス但シ日曜祭日ハ午前開館時間ヨリ午後4時迄トス」、図書携出には、優待券を所持しない一般人には保証金を必要とした。開館時の規則では、第7, 12, 13, 24条の保証金制などは、これまでの他の県立図書館にもみられた規則である。この規則を除けば今日の規則とあまり違いはない。児童室の面積は14坪、座席数不明

西暦	和暦	学生	公務員	農水産業	その他	小中学生	：小中学生比	婦人・郷土
1929	S 4	41,119	32,240	43,315	20,660	73,976	53.8%	15,864
1930	S 5	68,831	41,675	70,398	25,835	98,763	47.7%	21,295
1936	S 11	26,530	18,600	8,921	22,921	9,236	11.9%	7,596
1937	S 12	25,644	18,164	8,521	20,670	9,898	13.5%	7,643

1931（昭和6）年 山梨県立図書館 閲覧料有料 年齢別入館制限有 児童室有

規則第2条に開館時間として、4～10月の間午前8時～午後9時、11～3月の間午前9時～午後9時、第4条に「七歳未満ノ者又ハ....者、風紀ヲ害スル虞アル者、其ノ他入館セシムルヲ不適當ト認ムルモノニワ入館ヲ許サズ」、第五条に「本館ノ図書閲覧ハ左ノ如シ一（普通閲覧券一回券金二銭、十回券金拾五銭）一（児童閲覧券一回券金壹銭、十回券金七銭）、第一六条に「本館図書ノ館外携出閲覧ハ本県内ニ居住スル滿二十歳以上の者ニ限り之ヲ許可ス」、第十七条に「携出閲覧の許可ヲ受ケムトスル者ハ左のノ種別に依リ閲覧料ヲ添エテ館長に申請スベシ、甲種図書帶出特許證有効期間一ヶ年五円、乙種図書帶出特許證有効期間6ヶ年参円、丙種図書帶出特許證有効期間1ヶ年五十銭」と定めている。1933（昭和8）年の改正では第4条の7歳未満の文言が削除され、第一四条に「年齢十二歳未満の者ハ児童閲覧室ニ於テ一定ノ図書ニ限り閲覧シ」と定められている。また、閲覧料の文言も無く撤廃されている。館外閲覧として第一三条に「本縣に居住する滿二十歳以上ノ者ハ館外ニテ閲覧スルコトヲ得」、第一四条に図書に相当する保証金を納めることとして条件を相当に緩和している。

西暦	和暦	開館日数	成人	学生	児童	成人：児童
1931	S 6	305	6,325	4,534	2,356	37.2%
1932	S 7	330	8,179	6,683	3,978	48.6%
1951	S26	275	13,260	45,339	22,589	170.0%
1979	S54		79,084	71,523	55,848	70.6%
1980	S55		78,824	71,502	60,692	76.9%
1985	S60		56,371	63,985	31,991	56.7%
1986	S61		62,885	71,384	35,691	56.7%

学生：大学生、高校生 児童：幼児、小学生、中学生

1934（昭和9）年 岐阜県立岐阜図書館 閲覧料無料

岐阜図書館は前身の岐阜県教育会図書館規則を遵守し閲覧料を無料としている。第2条に開館時間として、4～10月の間午前8時～午後9時、11～3月の間午前9時～午後9時、館外貸出規則第14条に「本館ノ図書を携出スルコトヲ得ル者ハ閲覧優待券又ハ図書携出特許証ヲ有スル者に限ル」、第15条に「図書携出許可証ヲ交付スル者ハ本県内ニ住所ヲ有シ左記各号ノ一二該当スル者ニ限ル一 携出図書価格以上ノ保証金ヲ納メタル者、二 官吏及公吏、三 学校及青年訓練所の職員、四 前二号ノ一二該当スル者ヲ保証人ト為シタル年齢17歳以上の者」と定めている。1947（昭和22）年の改正で図書携出として第9条に「本館の図書を携出できる者は、図書携出許可証を有する者に限る」、第10条に「図書携出許可証を交付する者は、本県内に住所を有し、次の何れかに該当する者に限る。」一学校職員、二官吏及び公吏、三前二項にあてはまる者を保証人とした年齢17歳以上の者、四館長において適當と認めた者とされ、保証金は撤廃されている。

1934年 香川県立図書館 閲覧料無料 年齢別入館制限有 児童室設置

規則第2条に開館時間として、4～10月の間午前8時～午後9時、11～3月の間午前9時～午後9時、第四条に「左ニ該当スル者ハ入館ヲ許サス 一 七歳未満ノ者、

年	成人	児童	成人：児童
1934	59,215	1,287	2.20%
1935	49,677	2,313	4.70%
1937	74,105	10,530	14.20%
1938	83,709	17,392	20.70%
1939	81,501	17,523	21.50%

ニ....」としている。第十二条に「年齢十二歳未満ノ者ハ児童室ニ於テ閲覧スベシ」と定めている。
面積は土間9坪。) 第十四条に館外貸出について当時他の図書館の規則と同様な規則を定めている。

1937(昭和12)年 三重県立図書館 閲覧料無料 児童室設置

館則第2条に開館時間として4~10月の間午前8時~午後9時、11~3月の間午前9~午後9時、第7条に「図書の閲覧は無料トス」と明記。第12条に「閲覧室ヲ左ノ通定ム。1 男子
男子閲覧室 1 婦人 婦人閲覧室 1 年齢12歳未満ノ者 児童閲覧室」。第14条に「三重県内ニ
居住スル者ニシテ、左ノ各号ノ一二該当スル者ハ図書ヲ携出スルコトヲ得 2別ニ定ムル図書携出手
続ニ依リ、保証金ヲ納付シ許可証を受ケタルモノ」と定めている。昭和20年の空襲により、図書と
共に図書館関係の資料も焼失し、開館時の児童室の面積、座席数など不明のこと。保証金制を除けば
現行の閲覧制と特に違わない規則となっている。1949年落成の図書館(1,192m²)では、児
童室は36.3m²となっている。

	開館日数	公務自由業	銀行	農林業	商業	工鉱業	その他の職業	無職	主婦	学生	生徒	児童	合計
1956	274	4,112	2,901	611	1,298	670	440	6,021		45,729	38,166	7,804	107,752
1957	268	3,598	2,516	461	1,097	511	448	5,156		43,699	36,016	7,138	100,640
1960	290	24,384	4,371	17,263	4,214	900	2,151	11,693	12,583	29,121	36,033	8,695	151,408
1961	281	29,782	6,316	15,604	3,840	802	3,449	10,151	10,590	32,008	40,719	7,943	161,204
1964	280	25,837	4,909	12,322	1,892	652	1,513	7,705	5,639	23,349	31,975	4,673	120,466
1965	282	25,336	6,190	10,303	2,616	1,278	2,005	7,170	7,856	24,757	35,910	4,537	127,958

三重県立図書館児童室学年別利用者統計 (1963~1965年の平均)

	1年	2	3	4	5	6	計
男	144	201	414	557	536	721	2,573
女	117	80	197	191	233	269	1,087

児童室は小学生のために設けられ、午後1時から5時、日曜、夏期休暇中は午前9時から午後5時迄開館

年度	一般閲覧室		親子読書コーナー		一般：親子対比	
	閲覧(人)	貸出(人)	閲覧(人)	貸出(人)	閲覧一般：親子	貸出一般：親子
1981	9,320	9,199	2,003	7,619	21%	82%
1982	9,860	9,134	1,487	7,820	16%	86%

以上繰々いくつかの県立図書館の各種規則を取りあげてきた。開館年度によって規則が違い、また年代が下がるにつれて規則が改正されて、制限条項が緩和される共に、減少してきたことがわかつて
きた。

規則を作成するとき管理者側にたてば、施設・物品・図書の破損・紛失や未返却をおそれて規則は
厳しくなる。利用者側にたてば規則は緩やかになる。規則はその両者のせめぎあいからの所産である。

図書館法が1950年4月に制定されて、これまで閲覧制度に付されていた諸制限が完全に撤廃された。新しい図書館法の制定は、明治大正昭和と時代が下るにしたがって開館当初付されていた諸制限が緩和されていくのをみても、図書館職員の理念と日々の利用者に対する奉仕の気持ちによるものが少くないと考えられる。

児童と図書館

公立図書館が開館当初から、入館に年齢制限を設け、7歳以上としている図書館が大半であった。7歳未満の乳幼児では、図書館の静肅が保てないと考えに基づいていたのであろう。しかしそればかりでなく、それ以上に、当時児童の読書についての反対論が少なくなかった。①児童におとぎ話類などを読ませると面白目な書物を読むのを嫌うようになる。②探偵小説類を読ませると空想に耽ったり、失敗に陥るようになる。③自由に書物を読ませると乱読の習慣を養成するようになる。④多数の児童を室内に収容して読書をさせると、身体の発展を害する恐れがある¹⁴。などとの主張が少なくなく、図書館における児童の自由な読書は益少なくむしろ害が多いとする考え方が教育界、学校現場そして家庭でも支配的であった。公共図書館の児童に対するサービスは小学校生以上に限るとせざるを得なかつたようである。

大日本教育会付属書籍館（1887年開館）開館以来一定の条件を付して、小学校生徒の閲覧を認めていた。当時前述したごとく、児童生徒の閲覧は憚れる風潮にあった。学校側との摩擦を避けるため学校長代表との協議を重ね小学校生徒への閲覧規則四ヶ条を定めた。

「第一条小学校生徒ニシテ本館ノ図書ヲ閲覧セントスルモノハ該当学校長ノ認可証を携带来館スベシ、但シ求覧券ハ普通閲覧人の半額ニテ売渡スベシ。第二条小学校生徒ノ閲覧スヘキ図書ハ本館ノ書目ニツキ、該学校長ノ選択シテ其書名ヲ検定シタルモノニ限ル、但本文ノ書名ハ予メ該学校長ノ通知ニヨリ其目録ヲ本館ニ備置クベシ。第三条本館ハ毎月末ニ於テ小学校生徒図書閲覧月報ヲ製シテ之ヲ該学校長に回付スヘシ。第四条右ノ外本館ノ規則ハ總テ小学校生徒ニ適用スルモノトス。」このような厳しい規則を設けて学校側の理解を得たといわれている²。

図書館令8条中に児童についての文言はないが、1910（明治43）年2月各地方長官宛の文部大臣訓令の「図書館設立ニ関スル注意事項」に「通俗図書館又ハ小学校ニ付設スル図書館ノ類ハ施設其ノ宜シキヲ得ルトキハ小学校及家庭ノ教育ヲ裨補スル上ニ於テ其效益尠少ニ非サルヘシ」とあり、また、図書館設立ニ関スル注意事項として「地方ノ必要ト経費の多少トニ応シ成ルヘク児童室、婦人室、……等ヲ設クルヲ便トス」として児童室の設置を促している。

また、日比谷図書館3代館長今沢慈海(1882-1968)の「児童図書館設置の根拠について」を佐藤政孝著『東京の図書館百年の歩み』、泰流社、1996、77pから引用すると少し長くなるが「吾人の生涯教育上最も大切なことは読書力の養成と相俟って読書の趣味、習慣の養成なり。此養成は一朝一夕にして為されず、必ず児童期よりなされざるべからず。故に公共図書館に於いては児童に対して門戸を開放すると共に、児童の能力相応の良書を備付け、… 中略 幼児期より読書の機会を与えて読書の習慣を涵養し、他日成人の後図書館を利用して、… 中略 生涯学習を達成し… 中略 児童室の入館年齢については諸説あり、吾人の所見を以てすれば五歳以上の児童ならば、児童図書館の閲覧人の

資格ありと信ず。何となれば知識は必ずしも文字を通してのみ得られるものにあらず。既に言語を解し、色彩の美醜に就きて多少の鑑賞眼を具うるに至りし者ならば入館を許して支障なかるべし。文字を読む能はざる者には絵本又はお話の手段によりて漸次読書趣味を誘発すべし。故に東京市立図書館に於いては児童年齢の制限を設けていない。読書力の低級なる者に対してはお話会、即ち最良の児童文学を語り聽かすの手段によらざるべからず。又相当の読書力の発展せる少年少女にたいしてもお話会は其効果多大なり」としている¹⁵が、その慧眼に驚嘆するばかりである。

個別の図書館をみると、1912年設立の石川県立図書館の児童入館者は29,400人で成人との対比は29%、1日の入館者は89人と計数され、貸出を始めた1927年には入館者比は47%、貸出は成人比の80%、次年度以降は成人数を超えてはじめている。設立1921年の岩手県立図書館では、児童の入館を8歳以上としているが、創立年の成人：児童の統計比で昼の開館だけの統計で87%、翌年の終日開館を合わせて31%を計数している。創立1931年の山梨県立図書館では入館を7歳以上としているが、初年度37%、翌年は49%を計数している。昼間だけの統計ではもっと大きな%を計数するであろう。いくつかの県立図書館の統計でも同様な%を表している。多分児童室の開室は平日昼から午後4～5時であるが、この時間帯に利用できる子どもは当時の交通事情からすると、図書館から遠くない子どもだけと思える。日・祭日は朝から開室で、若干遠い子ども利用できるようになる。このようなことを勘案してみると上記の数字は決して小さな数字ではない。

図書館は開館当初から児童にとって宝庫としての存在であった。入館を禁止されている乳幼児にとっては、さらに羨望の館であったのではないだろうか。

引用文献(11)に挙げた斎藤京子氏の論文「激しく扉を叩くにはだれ」の中に、「明治の終り、近代公共図書館の幕開けに、激しく図書館の扉を叩いたのは子ども達の群であった。それは日比谷図書館に限らず、.. 中略.. 全国どこの図書館でも同じであった。そしてどこの図書館でも懸命にこれに応えていた。近代公共図書館史の最初の一ページは、子供達の手によって開かれたのである。」との一文がある。また、この文中には日比谷図書館の開館時の児童室の様子や児童読書論争についての解説、そしてその参考文献などが挙げられている。

かようにして、以降各図書館の児童に対する年齢制限はじょじょに緩やかになるが、完全な撤廃は図書館法の制定をまたねばならなかった。

夜間開館

いくつかの県立図書館の規則をみると夜間開館を当初から行い、現在よりも長時間の開館であったことを知った。開館時期は、明治大正昭和と異なるが、すべての図書館が長時間の夜間開館を行っていた。今日いつでも好きなときに移動できる自家用車のある時代とちがい、移動はすべて徒歩や公共交通機関に頼らざるをえない時代であった。昼間図書館を利用できない人のために時間を延長するのであるが、岩手県立図書館の開館時の統計をみると、昼間の利用者計は16,859人、夜間の利用者4,694人で昼間に對して28%比である。1館、1年だけの統計で論じることは早計かもしれないが、十分に目的を果たしていると言える。

また、冬季の暖房は、現在のエアコン暖房と違い、薪か石炭ストーブの暖房であり、燃焼状態を何時も注意する必要があり、火をとめて完全に後始末を終えるまでに3～40分以上費やす仕事である。夜9時、10時の閉館では、地方都市の往事の交通事情からすると電車やバスは多分終了し、頼るのは自転車か徒歩だけと思え、帰宅は夜11時すぎの深夜になるのは必定であり、そのご苦労がしのばれる。しかし、この夜間開館を図書館人の使命と理解してきた図書館職員の協力があつてはじめて実行できたことである。

付表 図書館開設時の規則・開館時間など

図書館名	開館時	開設時規則等						現行開館時間（平成20年1月現在、平日のみ）	
		閲覧料	入館制限	児童室	開閉時間（平日のみ）			開館時間	閉館時間
					設立時 開館時間	設立時 閉館時間	月表示		
京都府立図書館	1898	有	有	無	9:00	17:00		9:30	19:00
山口県立山口図書館	1902	無	有	有	14:00	21:00	1～3, 10～12	9:00	19:00
					14:00	22:00	4～5、9		
					8:00	18:00	7～8	9:00	19:00
宮崎県立図書館	1902	無	有	無	8:00	17:00, 点灯時間より 2時間以内		9:00	19:00
東京都立日比谷図書館	1908	有	有	有	8:00	21:00	4～9	10:00	20:00
					9:00	20:00	10～3		
和歌山県立図書館	1908	無	有	有	8:00	22:00	4～10	10:00	18:00
					9:00	21:00	11～3		
石川県立図書館	1912	無		有	8:00	21:00	4～10	9:00	20:00
					9:00	21:00	11～3		
長崎県立長崎図書館	1912	無	有	無	8:00	22:00	4～10	9:30	20:00
					9:00	21:00	11～3		
熊本県立図書館	1912	無	有	有	日の長短に従って変更する			9:30	19:00
鹿児島県立図書館	1912	有	有	無	9:00	16:00	11～2	9:00	21:00
					17:00	21:00			
					8:00	17:00	3～10		
					18:00	22:00			
新潟県立図書館	1915	無	有	有	9:00		1～2	9:30	19:00
					8:00	22:00	3～10		
					9:00		11～12		
福岡県立図書館	1915	無	有	有	9:00	22:00	1～3, 11～12	9:00	19:00
					8:00	22:00	4～10		
岩手県立図書館	1921	無	有	有	8:00	21:00	4～9	9:00	20:00
					9:00	21:00	10～3		
千葉県立図書館	1924	無	無		9:00	18:00	1～5	9:00	19:00
					8:00	20:00	6, 9～12		
					8:00	19:00	7～8		
佐賀県立図書館	1929	無	有	有	8:00	21:00	4/16～ 10/15	9:00	20:00
					9:00	21:00	10/16～ 4/15		

山梨県立図書館	1931	有	有	有	8:00	21:00	4～10	9:00	20:00		
					9:00	21:00	11～3				
岐阜県図書館	1934	無			8:00	21:00	4～10	10:00	20:00		
					9:00	21:00	11～3				
香川県立図書館	1934	無	有	有	8:00	21:00	4～10	9:00	19:00		
					9:00	21:00	11～3				
三重県立図書館	1937	無		有	8:00	21:00	4～10	9:00	19:00		
					9:00	21:00	11～3				

あとがき

『司書課程年報』3号で述べた「閲覧制度」の続編として今号に「統閲覧制度」として発表する予定でいくつの県立図書館に照会したが、設立当初の館外貸出規則の細則などの資料は入手が困難であった。そして規則等をみているうちに、閲覧料徴収、児童の年齢別入館制限、一方夜間開館などサービスに驚き、時代が明治、大正、昭和と移るにつれて図書館の規則はどのように変わったかに興味が移ってきた。調査を県立図書館に限定したのは、調査の範囲をしぼることができる、地域で多分いちばん最初に開館した図書館、地域の中核図書館であり、市町村立図書館の規則は県立図書館の規則に倣うところが多いと考えたからである。

調査はすべて、各図書館のWebサイトの「調査相談、レファレンスなどの」窓口からメールで依頼した。当初は、設立当時の規則・閲覧手続き、館外貸出細則などであったが、漸次調査依頼を児童図書室の有無、面積、座席数などと拡大し、閲覧統計までにも拡がってしまった。依頼の移行・拡大にも拘わらず、迅速に対応していただき、メール送信の日に回答をいただくこともまれではなかった。また、児童室の座席数など古くて、みあたらないのでと児童室の写真や、図面から推測可能ではと図面とか、また規則の変遷が多いからと一覧表をわざわざ作成下さった図書館もあってそのサービスにとどまらない対応を改めて認識した。このように職務以上の対応や親切が図書館の中にあってはじめて、上記にみたように利用者側にたった図書館規則の改善が可能になったと感じた。

上記に記載した全ての図書館に感謝の意を表したい。本当にありがとうございました。

本文中に記載している各県立図書館の規則や統計等は、それぞれの図書館に依頼して入手したので特に入手経路、引用文献としては挙げなかった。規則はできるだけ原文のまま「」を付して転記した。但し旧字体の「圖」、「學」等は文章作成上の便宜から常用漢字を使用した。

(あざかみ かつや 別府大学非常勤講師)

-
- 1 1銭、2銭など貨幣価値の比較については、『値段の明治・大正・昭和風俗史』朝日新聞社、1981参照、またWEBサイト「google」ホームページから「値段 明治 物価」で検索すると明治大正昭和の物価のおおまかな一覧が表示される。
 - 2 佐藤政孝著『東京の近代図書館史』、新風舎、1998、15p、16p、19p、22p、55～58p、83p、87p

- 3 山梨県教育委員会編『山梨県教育百年史』第1巻、編者、1976 山梨県立図書館より
- 4 石川県巡回書庫規則（明治41年2月石川県告示第65号）石川県立図書館より
- 5 小川徹著『図書館史』、教育史料出版会、1998、54p、57p
- 6 西日本図書館学会編『九州図書館史』、千年書房、251p、426p
- 7 『千葉教育雑誌』第2号～5号 千葉県立図書館より
- 8 岐阜県立図書館編『岐阜県立図書館史』1996、84p
- 9 香川新報明治38.1.26.26 香川県立図書館より
- 10 『京都府立京都図書館沿革誌』六府立京都図書館—御苑時代の「児童室」24p
明治38年児童室設置時の規則については確認できなかった。
- 11 石井敦著『日本近代公共図書館史の研究』日本図書館協会、1972、37p
- 12 竹内善作著「東京市立図書館の館外図書帶出制度と其様式の変遷『東京都公立図書館略史』、東京都立日比谷図書館、1969、125p～
- 13 『石川県立図書館月報』1927、42号、2p
- 14 斎藤京子「激しく扉を叩くのはだれ」『ひびや』東京都立中央図書館報 東京都立中央図書館編刊 36巻（通巻143号）p.19-28
- 15 佐藤政孝著『東京の図書館百年の歩み』、泰流社、1996、77p、の中で、今沢慈海の「児童図書館設置の論拠に就て」は『市立図書館と其事業』12号に掲載されていると述べているが、日比谷図書館に複写依頼をするとその論文名では誌名に掲載されていない、また明治大正期の雑誌記事を検索できるデータベース「明治・大正・昭和前期雑誌記事索引データベース」<http://www.annex-net.jp/ks1>からも検索できないとの連絡をいただいた。